

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

岡山県倉敷市

原 告

岡山県倉敷市

被 告

同 訴 訟 代 理 人

第2 請求の表示

1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、4万1377円及びこれに対する平成23年4月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

2 請求の原因

別紙「請求の原因」のとおり

第3 和解条項

- 1 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 2 原告及び被告は、この和解によって本件訴訟手続が終了したことを相互に確認する。
- 3 訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官 藤 澤 直 子

これは正本である。

平成23年8月3日

倉敷簡易裁判所

裁判所書記官 藤 澤 直 子

